

警戒区域内に工場を有する取引先から当該工場設備のメンテナンス工事を請け負っていたいわき市居住の申立人につき、工事請負中止による損害（間接被害）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」と言う。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

(1) 損害項目

申立人の取引先であるA株式会社大熊工場が本件事故により閉鎖されたことに伴う下記取引の営業損害（逸失利益）

①〇〇設備検査工事の取引	831,810円
②〇〇設備更新工事の取引	870,400円

(2) 期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年9月30日

但し、当該期間は（1）①の損害項目のみを対象とし、（1）②の損害項目については全額賠償済みとする。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金1,702,210円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項に掲げる期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月5日